

別表第2(第4条、第5条関係)

事業実施区域	事業内容	要件	交付対象経費	助成限度額
(1) 中心市街地の商業地域のうち別に定める区域に面する1階の店舗(2階以上において当該事業と同一事業を営むものを含む。)	空き店舗等へ出店し、新規事業を営むこと。	開店(業)後3年以上当該出店店舗で営業を継続しようとするものであること。 従業員が当該出店店舗に常駐し、業務を行うものと市長が認めるものであること。 店舗において業務を行う日が週に5日以上であること。 店舗において業務を行う時間が1日あたり4時間以上であること。	事業の継続に係る経費(賃貸借料、水道光熱費、機器リース料、広告宣伝費等) (交付対象期間は、36月以内)	50万円/年
(2) 上記(1)以外の区域	新規事業を営むこと。	開店(業)後3年以上当該出店店舗で営業を継続しようとするものであること。		25万円/年
(3) 市内	新規に移動販売事業を営むこと。	(1) 市内で週3日以上移動販売事業を行うこと。 (2) 開業後3年以上事業を継続しようとするものであること。	事業の継続に係る経費(広告宣伝費、燃料費) (交付対象期間は、36月以内)	25万円/年
		市内で週3日以上、主に買い物困難者を対象とした移動販売事業を行うこと。 (2) 開業後3年以上事業を継続しようとするものであること。	事業の継続に係る経費(広告宣伝費、燃料費、車両購入費) (交付対象期間は、36月以内) (車両購入費を対象経費とした場合、助成額を初年度に一括で請求できるものとする。)	50万円/年 (150万円)

備考

- 1 助成金の対象となる空き店舗等は、助成金の申請時において空き店舗等が活用されなくなってから3箇月を経過しているものとする。
- 2 空き店舗等が親族(3親等以内の者に限る。)からの承継であるときは、助成金の対象としない。
- 3 商業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。